



埼玉県報

第72号
令和2年(2020年)
1月17日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）

条例

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

規則

- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 令和元年10月から12月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒木郷地裏土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）

- 入間都市計画下水道事業の変更認可（下水道事業課）
- 県道蒲生岩槻線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理及びネットワーク機器保守業務委託に関する落札者等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

地方公務員法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）
- (二) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）

三 施行期日

令和二年四月一日

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十一条第一項

二 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十三条第一項

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「三千六百元」を「二千七百元」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

令和二年一月十九日（日）から同年二月六日（木）まで

五 採用予定月

令和二年三月下旬から四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和二年二月十四日（金）又は同月十五日（土）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県狭山市稲荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四

三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一六一―六一五七)

告示

埼玉県告示第三十一号

令和元年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第三十二号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三十三号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三十四号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該店舗駐車場への車両の出入りに対する安全対策を十分に講じ、歩行者及び自転車利用等の通行に配慮すること。
- (2) 新たに追加される深夜帯の荷さばきについては、近隣住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。

二 縦覧期間

令和二年一月十七日から令和二年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

告 示

埼玉県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年一月九日認可した。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

荒木郷地裏土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第三十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

春日部市

四 作業期間

令和元年十二月二十六日から令和二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第三十八号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市松葉町四丁目

四 作業期間

令和元年十二月十九日から令和二年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三十九号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字正代地内

四 作業期間

令和二年一月八日から令和二年三月十三日まで

告 示

埼玉県告示第四十号

令和元年埼玉県告示第三百四十六号で公示した公共測量は、令和元年十一月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四十一号

令和元年埼玉県告示第九号で公示した公共測量は、令和元年九月二十一日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下羽生字岸町千七十三番地一 外十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百四十六・二八立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―四十五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七番一 他九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八百五十二・一一立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市樋春字袋田千二百二十三番三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千四百二十七・三四立方メートル

告示

埼玉県告示第四十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和二年二月四日午後一時三十分	有限会社ウエアハウス	櫻井 直樹	埼玉県和光市新倉一丁目十九番地三十二号 プラナス和光一一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

告示

埼玉県告示第四十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和二年二月四日午前十時	株式会社エヌエスコーパーション	白田 俊夫	神奈川県鎌倉市稲村ガ崎一丁目十五番二十三号（宅地建物取引業法上の事務所所在地埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目二十七番地）

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館四〇三会議室

告示

埼玉県告示第四十七号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社ヤマト住建	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
		白濱栄	埼玉県朝霞市本町二丁目 二十一番四十六号

告 示

埼玉県告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号で告示した入間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

入間市

二 都市計画事業の種類及び名称

入間都市計画下水道事業入間公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蒲生岩槻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大間野町一丁目八番一地先から 同市大間野町一丁目七番二一地先まで		区 間
一〇・五〇 \sim 一八・五〇	七・〇〇 \sim 一六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二二一・〇〇		(メートル) 延長
		備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年一月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

号	第 秩 一	指 定 番 号
第 一 項 第 五 号	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
	令 和 二 年 一 月 九 日	指 定 の 年 月 日
一 番 五、三 千 六 百 十 一 番 六	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 九 番 三 千 六 百 十	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
ト ル	三 十 四 ・ 七 四 メ ー	指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
	四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十二月二十五日

指令越建セ第三〇〇〇一八一号

二 検査済証番号

令和二年一月十日

越建セ第三九六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東七百二十八番四、七百二十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市西金野井千六百八十一番地二 ボヌールC二〇一
寺田 香菜子

告 示

埼玉県病院事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社関東甲信越支店
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17
- 5 契約金額
49,592,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理及びネットワーク機器保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県熊谷市板井1696番地

3 落札者を決定した日

令和元年10月31日

4 落札者の氏名及び住所

メディックス株式会社
群馬県前橋市問屋町1-10-3

5 落札金額

81,180,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年9月20日

告 示

埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年一月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和二年一月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について

ハ その他